

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について次のとおり公告する。

平成27年9月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 処分をした年月日

平成27年9月17日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

有限会社佐々木組

(2) 主たる営業所の所在地

高松市桜町2丁目17番30号

(3) 代表者の氏名

佐々木 静子

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一26）第2170号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業）

4 処分の原因となった事実

有限会社佐々木組の役員は、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反の罪により、平成26年10月31日に高松地方裁判所から懲役6月、執行猶予3年の判決を受け、同年11月15日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。